

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 2 年 1 月 1 3 日（諮問第 1 5 1 号）

答申日：令和 3 年 1 月 1 4 日（答申第 1 5 1 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定の妥当性について、当審査会は判断しない。

第 2 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 1 月 1 7 日 諮問の受付
- ② 令和 3 年 1 月 7 日 審議

第 3 審査会の判断の理由

- 1 本審査請求については、令和 2 年 1 月 2 0 日付けで、審査請求人から「北九州市情報公開審査会への諮問についての申出書」が提出された。審査請求人は、本審査請求に係る当審査会への諮問を希望しないので、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 4 3 条第 1 項第 4 号の規定により、その旨を申し出るというものである。
- 2 法第 4 3 条第 1 項は、裁決の客観性・公正性を高めるため、当審査会のような既存の第三者機関が事前又は事後のいずれかの段階で関与している場合（同項第 2 号）や審査請求人から諮問を希望しない旨の申出があった場合（同項第 4 号）などの一定の場合を除き、審査庁に対し、法第 8 1 条第 1 項等において規定する行政不服審査会等（以下「行政不服審査会等」という。）へ諮問しなければならない旨を規定している。
なお、当審査会は法第 4 3 条第 1 項第 2 号の「既存の第三者機関」に該当するが、法第 8 1 条第 1 項等の「行政不服審査会等」には含まれない。
- 3 行政不服審査会等への諮問手続には一定の期間を要することとなるが、審査請求人等が行政不服審査会等の手続を経ることなく迅速な解決を望む場合も考えられる。行政不服審査会等への諮問も、第一義的には、公平な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的とするものであることに照らせば、審査請求人等が諮問を希望しない場合にまで、諮問を義務付ける意義は乏しい。（逐条解説行政不服審査法（ぎょうせい）2 4 0 頁）

このようなことから、審査請求人が諮問を希望しない旨の申出をした場合には、行政不服審査会等への諮問を要しないこととしている。

- 4 しかし、審査請求人の諮問を希望しない旨の申出はあくまで行政不服審査会等への諮問に係る法の規定であって、当審査会への諮問の要否については北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）において規定されているところ、条例には審査請求人の諮問を希望しない旨の申出の規定は存在しない。条例第19条第1項は、当審査会への諮問を要しない場合として、①審査請求が不適法であり、却下する場合、②裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合のみを規定している。

よって、審査請求人から当審査会への諮問を希望しない旨の申出があったとしても、審査庁は当審査会へ諮問しなければならないと解される。

- 5 とはいえ、当審査会への諮問も、第一義的には、公平な手続の下で市民の権利利益の救済を図ることを目的とするものであることに照らせば、当審査会が時間をかけて実体審査を行うことは、諮問を希望しなかった審査請求人の意思に反する結果となり相当とはいえない。このような場合において、諮問を受けた当審査会が、実体上の審査を行わない旨の答申を行うことは、条例の趣旨に反するものではないと考える。

よって、当審査会は、審査請求人の意思を尊重し、前記第1のとおり、本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定の妥当性について、判断しないこととする。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子